

帯広市まちづくり基本条例制定記念フォーラム - 市民主体のまちづくりに向けて -
平成 19 年 2 月 24 日 (土) とかちプラザ 14 : 00 ~

司会 > ご案内の時刻となりましたので、ただいまから、帯広市まちづくり基本条例 制定記念フォーラム 市民主体のまちづくりに向けて - を開催いたします。

このフォーラムは、本年、4月1日から施行となります、「帯広市まちづくり基本条例」の制定を記念し、帯広市と十勝ふるさと市町村圏帯広ブロック実行委員会の主催で、開催するものです。

まちづくり基本条例は、市民の皆さんと行政が力を合わせて、「協働のまちづくり」を進めるための基本的なルールを定めたものです。

それでは、はじめに、主催者を代表して、砂川市長よりご挨拶申し上げます。

市長 > 帯広市長の砂川でございます。フォーラムの開会に当たりまして、私から一言ご挨拶を申し上げます。

本日ご参集のみなさまには、ご多用中のところ、「まちづくり基本条例制定記念フォーラム」にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

また、講師の横山純一先生をはじめ、発言者の皆さまにおかれましては、色々な所で活躍を



頂いておりまして、これからの分権の時代にも大きな役割を果たしていただかなければならないということでお招きをいたしました、改めて感謝を申し上げます。

私から、「帯広市まちづくり基本条例」の制定までの経過も振り返りながら、ひと言お話しさせて頂きたいと思えます。

ご承知のとおり地方分権が進展しており、地方自治を取り巻く環境というのが、今大きく変化をしている最中でございます。

そういう中で、それぞれの地域は、自らの意思とそして当然であります責任、この両方に基づくまちづくりを進めていかなければならないというふうを考えてございます。

帯広市におきましても、これまで市民と行政との協働ということを基本に行政を進めてきたところでございますけれども、情報の公開あるいはそれに伴って、個人情報の保護ということも大事でございます。

また、市民の皆さまの意見を的確に把握していく必要がありますことから、パブリックコメント制度等々の取り組みも進めてきたところでございますが、今後とも更に安心して、そして、安全で住みやすい地域社会を実現していくためには、やはり「まちづくり」の主体でございます市民の皆さんと行政がそれぞれの役割を担いながら力を合わせてまちづくりを進めていく、所謂「市民協働のまちづくり」が、その重要性を一層増してくると考えているところであります。

まちづくりにおきます市民の皆さんの権利や役割、そしてまた、市長あるいは市の職員の責務というものを明確にすることも必要でございます。

これまで取り組んできました市民参加や行政運営の基本となります事項を、総合的に整理し制度化をさせて頂いて市民と行政が、更に、そういった意識を含めて共有することが必要だろうという認識を持ちまして、このまちづくり基本条例の制定に当たったわけでございます。

この基本条例の策定に当たりましては、やはり市民レベルの皆さん方による検討が大切であるということを感じておりまして、そうしたことから市民の皆さんで構成いたします市民検討委員会を設置させて頂いて検討を進めてきたわけでございます。

先ほどご紹介致しました北海学園大学の横山先生には、この市民検討委員会の委員長としてご活躍を頂いたところでございます。

また、多くの市民の皆さんからのご意見をこの条例の検討に反映させていくため、ワークショップを実施させていただきました。

そういうことも含め、約1年間におよぶ市民検討委員会の検討が成されたわけであります。その結果と成果は、提言書という形でまとめていただきまして、昨年の7月にその提言書が市民検討委員会から提出されたわけでございます。

その後、この市民検討委員会の方からの提言書を基に私ども行政の方で作成致しました条例の素案につきましてパブリックコメント(市民意見の提出)制度によるパブリックコメントの期間を経て、条例案という形で作成をさせていただきまして、帯広市議会に提案、議決されたところでございます。

本日お手元にお配りしてあると思っておりますけれども、条例の本文と解説を含めました「帯広市まちづくり基本条例」の概要とパンフレットがお手元にあると思っておりますので、ぜひご覧をいただきたいと思っております。

何といたしましても条例というものは、法令用語で書かれておりますのでわかりづらい点があるかと思っております。できるだけ分かりやすくということに配慮して、市民検討委員会の提言書でも配慮頂きましたけれども、どうしても条例という形になりますと法令用語等が用いられますので分かりづらくなっている部分があるかも知れませんが、条文ごとに解説が書かれてありますので、解説をご参照いただければより分かりやすくなるかというふうに思っております。

いずれにしてもこの条例は、市民の皆さんと行政とが「まちづくり」に当たっての基本的な共通のルールであるということをお互いに理解し合いながら、市民協働のまちづくりを進めていくことが期待されることと考えてございます。

今日は、横山先生の記念講演と共にその後、座談会というかたちで、まちづくりの活動を実践されている皆さんからの活動の紹介も含め、座談会が実施されることになっておりますので、こちらの方もお聞きいただければありがたいというふうに思っております。

今日ご参加いただいた市民の皆さんが、「まちづくり」というものを、より身近に、自分たちの地域コミュニティづくりから始まっていくということであるわけでありまして、いずれにしても「まちづくり」というものに対して身近な感じを持っていただくことが大事であります。

そういう機会になる、チャンスになるというふうに期待をいたしまして、開会に当たりましてのご挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

司会> ありがとうございました。それではさっそく記念講演に移らせていただきたいと思います。
本日の講師は北海学園大学法学部教授の横山純一先生でございます。

横山先生は、昭和25年東京都出身であります。東北大学大学院を修了後、札幌学院大学助教授、北星学園大学教授を経て平成12年、北海学園大学法学部政治学科教授にご就任され現在に至っております。

ご専攻の財政学、地方財政論、地域経済論のほか、幅広い分野でご活躍されておられます。

ただいま市長からもご紹介がありましたが、先生は帯広市のまちづくり基本条例の検討にあたり、市が設置致しました、市民検討委員会の委員長として約1年間にわたり、市民の皆さんで構成する委員会の運営に当たっていただきました。

また、稚内市の自治基本条例審議会の会長としてもご活躍のほか、函館市での検討にも参画されておられます。

本日はこれらのご経験を踏まえまして、基本条例制定の意義など分かりやすくお話頂けるものと思います。

記念講演の演題は「まちづくり基本条例をまちづくりにどう活かすか」でございます。それでは横山先生よりよろしくお願い致します。

記念講演 講師 横山 純一 氏

14:10~

「まちづくり基本条例をまちづくりにどう活かすか」

横山> ただいま紹介頂きました横山でございます。

今日は「まちづくり基本条例をまちづくりにどう活かすか」というテーマで、お話を申し上げたいと思います。

お手元のプログラムを開けて頂きますと、今日お話しするレジュメがございますが、これに沿ってお話を致したいと思います。40分ぐらいということになります。

大きく4つに分けてございまして、A、B、C、Dとなっておりますが、Aのところ、まちづくり基本条例の制定の背景をお話致しまして、Bのところではやはりこれからは、行政と住民が協働でまちづくりをしていくことが非常に大切であるということとその必要性についてお話致します。それを踏まえたとえで基本条例とは何か、そして市民検討委員会は、基本条例を作るにあたって、どういう姿勢で臨んだのだろうかといったお話を致しまして、最後に基本条例をこれからどうやって活かしていくのかというお話を申し上げたいというふうに思います。



まちづくり基本条例っていうのは、ようするにこれから市民と行政が共に力を合わせて、まちづくりを進めていくという、これまでも勿論そういうことは行われてきたわけですが、これから一層、市民と行政が一緒になってまちづくりをしていくということが、必要になって参ります。

そのためには、ルールが必要です。そのルールを定めたのが、「まちづくり基本条例」であります。ニセコ町のまちづくり条例ができてからだいぶ経っておりますが、非常に今、全国でたくさん自治体でまちづくり基本条例、名称は色々ございます、自治基本条例と言ってみたりですね、あるいは住民参加条例と言ってみたり、色んな名称はございますけれども、まちづくり関係の基本条例が、今、たくさん出来てきておりますし、また、検討中であるという自治体も多いという現状がございます。

いずれにいたしましても、市民と行政が一緒になって、まちづくりをしていくということが、非常に大切になって参りました。今までも勿論してきたけれど、これから一層大事になって参ります。ですからその制定の背景を今日最初にお話致しますけれども、ルールづくりが必要ですよと、それが「まちづくり基本条例」ですよということをまず抑えておいて頂きたいというふうに思います。

さっそくAのところから入らせて頂きますが、「地方自治体を取りまく環境の変化」このお話をすることによって、制定の背景を探りたいというふうに思います。

ご承知のように、地方財政が今非常に悪化しております。この悪化の理由は色々ございます。過去に多くの事業を色々やってきました。そして今その借金返済がピークを迎えているという自治体が、結構多いということですね。これが1つ。そういう中で2001年度から地方交付税が、どんどん下がってきています。国から地方交付税という財源がくるんですけども、これが減ってきている。こういう実態がございます。ですから収入の方は減って、そして支出の方は、借金返済がこれからピークを迎えるとかですね、今ちょうどピークだという自治体が多いわけです。

ですから、収入が減って支出が増える。その支出も借金返済費で増えちゃうという状態がございます。そうすると、福祉だとか、教育だとか、そういったところになかなかお金が回っていかなくなる。だけど、これはやっていけなくちゃいけない、これはそう簡単には減らせない、そうなりますから、自治体はこれまで貯めていた貯金がございます。こういう貯金を取り崩してきているわけです。

そういう状況が続いてきたわけでありまして。これが今の地方財政の抱えている課題になるわけですね。ですから、これまでのようにはやっていけないんじゃないかということで、行政改革がじん速に行われることが必要になってくる。それから、今まで行政が色々やってきたことの一部は、住民が積極的に担ってやっていけないだろうか、こういったようなことも今言われてきていますし、またそれが実践されつつあります。

そういう面で、地方財政の悪化という問題が、もう一方で、市民と行政が共に携えて力を合わせてやっていく、そういった状況を生み出す一つの背景になってきているという面がございます。

もう1つ、たしかに地方財政は悪化しているんですけども、もう一方で実際の政策レベルが、アップしてきています。勿論これは自治体によってまちまちです。しかし、先進自治体とよく言

われませけれども、福祉で言えば、例えば、三鷹市だとか武蔵野市だとか、こういった非常にレベルの高い政策を実行に移しているところも増えてきています。

あるいは、教育政策で、また、非常にレベルの高い施策をうっているところもございます。これまでには考えられなかったような発想転換を行って、三鷹市などは、子育て支援センターというのを作っています。今まで児童福祉といったら保育所を作る、これが児童福祉だったわけです。しかし、三鷹市はちょっと発想を変えたんですね。「まてよ」と、三鷹に住んでいる子育てをしている女性の大体7割は専業主婦じゃないか。

核家族化でそして都会ですからね、狭いマンションの一室であるいはアパートの一室で子育てをしていると、夫は朝早く会社へ行って夜遅く帰ってくる。大変じゃないかと。

子育て環境は20年前、30年前に比べれば悪化しているじゃないか。そこで三鷹市は、市直営の子育て支援センターを作るわけですね。これは専業主婦対象の子育て支援センターですね。

そして、この子育て支援センターには、ひろば事業と相談事業とがあるのですね、子どもを連れて来てそこで遊ばせる、これがひろば事業。それともう1つ相談事業、子育ての相談もそこでやるということになるのです。子育て支援センターに行けば、そこで保育士さんがいて対応してくれるのです。

ところが相談をしてもですね、保育士さんだけで対応できない問題がある。この問題は児童相談所、この問題は病院、で、今までどうしていたかっていうとほとんどの自治体はじゃあそっち行ってくださいってやるわけですが、三鷹市の子育て支援センターはそうじゃないんですね。

児童相談所の職員が来るんですよそこに。杉並区から来るわけですが、子育て支援センターに。それから病院の看護師さんが、民間の病院なんですけれども、その子育て支援センターに来るんです。そこで、母親が子どもを遊ばせながら、子どもを見ながら病院の看護師さんや児童相談所の職員と相談しちゃう。

こんなふうにはですね、こんなすばらしいしくみを作り上げちゃう。これは明らかにですね、福祉っていうのはお金をかければいい福祉ができるということは勿論言えるんですけども、同じお金をかけても効果が上がる福祉政策と上がらない福祉政策がありますね。まさに、三鷹市の場合には地域の資源をうまく使っているわけです。ネットワークがすごくうまくいっているのです。

児相(児童相談)の職員が来てくれる、病院の、民間病院の看護師さんが来てくれる、そういう協力体制、地域の連携体制を作っちゃう。これは成果上がりますよ。そして、ニーズがありませんから、1か所だったのが2か所になったんですね。議員さんも、市が直営でやると財政大変じゃないかって言う人はほとんどいませんね。こういういい政策であれば。市の直営であれば、誰も反対しないというような感じになっています。

それから隣の東京の武蔵野市、ここはですね高齢者福祉で非常に進んでいます。これは発想をものすごく変えちゃったわけですね。どういうふうに変えたのかと言いますと、武蔵野市っていうのは中央線の吉祥寺っていう駅が一番近いわけです。吉祥寺の駅からですね大体歩いて20分、30分のところに住宅がいっぱいあるんですね、そうすると若いうちは皆さん歩いて吉祥寺の駅まで行って、通勤したり買い物したりしているわけですね。

その人たちみんなが、高齢者になってきました。するとなかなか歩いて30分で吉祥寺の駅まで行く、あるいは歩いて20分で吉祥寺の駅まで行くのは、大変です。けども、じゃあバスに乗ればいいかっていうとバスは幹線道路しか走ってない。するとバス停に行くまでも7、8分歩いて、そこからバスに乗ったら、歩いて吉祥寺の駅に行ったほうがいいぐらいです。

そこで、発想を変えちゃうわけですね。住宅街の中にバスを走らせたらいいんじゃないか、と。狭い道路だけどミニバスを走らせましょうという発想ですね。

高齢者が多い地域ですから、そうであればミニバスをそこに走らせましょう。そうしたら、家の前からバスに乗れますよ。かつてはおそらくそんな狭い道路にバスが通るなんてけしからんと。でも違うんですよ。高齢者のためにミニバスを走らせる、これは非常に好評なんです。これも全く新しい発想なんです。そういう色んな試みがあると思いますが、こうした自治体政策というのは、色んなかたちで今行われてきているわけです。

今、東京の例を2つあげましたけども、北海道にも色々ございますし、他県にもいっぱいあります。色んなかたちでその地域実情にあった高質な政策が展開されつつあります。

そして、政策評価だとか、情報公開だとか、住民参加などの取り組みも進んでおります。こういったことがですね、やはり今回の「まちづくり基本条例」の制定の背景にあるわけです。ですから「まちづくり基本条例」というのはある日突然出てきたっていう話ではないんです。ある面でいえば、必然性があるんですね。それは今までの自治体の様々な政策展開、そういったものが背景にありますし、また地方財政の悪化というのも背景にある。こういうふうに言っているんじゃないかと思います。

それから、地域課題というのがものすごく多様化してきたんですね。今、少子高齢化という問題とそれが結びつくんですけれども、かつてだったら一人暮らしの高齢者ってほんとに数少なかったんですよ。今、一人暮らしの高齢者が、ものすごく多くなってきています。そうした時に、除雪の問題をどうするのかとかですね、最近あのおじいちゃん一人暮らしだけ一週間全然見かけないけどどうしているのかとか、色んな課題が出てくるわけです。その一人暮らしの高齢者の安否確認も含めてしなきゃいけないということが出て参ります。

あるいは、私がですね小学生ぐらいの頃、小学校の登下校なんて何も心配なかったんですよ。今はね、登下校で親が心配しなきゃならない、子供たちも相当心配しなきゃならない、学校も心配しなくちゃならない。勿論、地域によって違うでしょうけども、そういう登下校時の心配も今は、しなくちゃならないんじゃないか。こういうケースどう対応するの？地域の課題多様化しちゃってますよということなんです。そしてこれ行政だけで担えますか？こういう課題に対応できますか？なかなか簡単にいかないんです。

やはり地域にいる住民というものが、そこで大きな役割を果たす時代になってくるということなんです。そんなことも含めましてかなり自治体をとりまく環境、地域をとりまく環境というのが随分と変わってきたのです。

ですから、住民と行政が本当の意味で、手を携えてまちづくりをしていく、そのためのルールづくりが必要になってきているということが、今の現状としてあるというふうに思います。



それでは、Bの方にいきまして「地方自治体の政策課題と協働のまちづくり」であります。じゃあその協働というのは行政と市民と一緒に手を携えてという言葉になりますが、そういうまちづくりをしていきたいと思いますということなんですね。で、行政は行政としてしっかりやらなくちゃならないことがいっぱいあります。それは最初に書きましたように二兎を追わなくちゃいけない。二兎を追うって何かって言うと、今財政が厳しいです。

北海道で財政が全然厳しいのは泊村ぐらいでしょう。不交付団体で地方交付税をもらわなくてもやっていけている、公債費負担比率も4、5%だって話ですね。おそらく砂川市長さんもおそらく羨ましいと思っているかと思えますけどね、そういうところは本当に今数少ないわけですから財政再建に取り組んでいかななくちゃいけません。しかし財政再建だけが自己目的となてはいけないわけですね、自治体というのは基本的に住民サービスを提供する、これが自治体の役割です。ということは財政が厳しい中で財政再建をしなくちゃいけない、そのもう一方で住民サービスも落とさない努力をしていかななくちゃいけない、だから二兎を追わなくちゃいけないって言うのはそういうことなんです。

これ必ず言う方がいますよ、財政再建すれば住民サービス落ちると。住民サービス充実させると財政再建できないんだって。そこをどう工夫するのが自治体に、今、課せられているんですよ。二兎を追うということは工夫なんですよ。そういうことだと思います。

ですから三鷹のようなケースはそうでしょ、同じお金をかけたっておそらく、三鷹のように地域の資源を有効に活用しているから政策効果が上がったんです。でも同じお金をかけても地域の資源、児童相談所とか、そういうものとの連携ができていなければ、そう簡単にはいかないですよ。

そういう意味でいっても、色んな工夫っていうのができるはずだと思います。そういう中で地方自治体の自助努力も勿論必要になってきますし、職員数が少し減っても住民サービスを落とさない工夫をどうやっていくか、本庁職場を中心に仕事の見直しを図っていかななくちゃいけない。これは必要なことであります。

そして、もう一方で、歳出の見直しをしなくちゃいけない。時代のニーズに合った歳出は伸ばしていく。だけど昭和30年代、40年代には、すごくいい政策だと言われていたものが、今、同じ意味でいい政策かというところじゃないわけですね。

そのこのへんのメリハリを自治体はつけていく必要があります。もう30年も40年も同じようなことをやっている。でもそれはおそらく時代のニーズをちゃんと踏まえて、事業の継続性を図ればいいですけども、時代のニーズは変わってきているのに事業だけは継続してというんじゃない、これは問題がある。

逆に今のニーズに応えられるようなものは、どんどんすすめていく。起こしていかなくちゃいけない。こういう今の状況があるのではないかと思います。それは大きな発想の転換なんですよ。三鷹市が、三鷹市は保育所行政ですごく有名な自治体でした。ですからもう保育所はいい。これからは専業主婦の子育て支援だと。そこは、それだけ充足しているということだと思います、保育所はですね。で、発想を転換したわけですよ。そういうことがどっかに、やはりこれから求められるんだと、ビルドするところは何かということがこれから求められてくる。

それからその代わり削るところはどこなのか、それを判断する材料は時代のニーズということだと思います。そういう中で歳出の見直しもしていきますよと。その時に実は行政がやるよりもっと効果が上がる場合も出てくるんじゃないかと。あるいは行政と住民がうまく協働してやっていくとより政策効果が上がるものがいっぱいあるんじゃないかと、これがこれから求められるわけですね。

これを狭域自治と私は考えます。おそらく住民が協働で色んなことをやっていきます。おそらくそれは帯広市全体というのではないんですよ、それぞれ住民が置かれている地域で頑張るということだと思います。

例えば地域福祉というのもそれだと思います。一人暮らしの高齢者の人がいます。その一人暮らしの高齢者の人たちが、どこにいてどういう生活をしているか、勿論、個人情報保護の問題もありますけれども、それをやっぱりよく知っているのはやはりそれは、地域の住民じゃないかということなんですよ。

そこを基軸にして、どう地域福祉などの取り組みをしていくかといったようなことがこれから求められる。地域だけではできません、だから行政と連携します。行政だけじゃできません、だから地域と連携します。こういう試みがこれから多様に出てくると思います。地域課題が多様化していますから、行政だけでもやれない、地域だけでも勿論無理、そこがどううまく連携をしていけるか、協働していけるかということになるかだと思います。

さあ、そうなりますと住民に対してですね、行政はたくさん情報を持っています。そこで、行政情報を住民と共有化していかなくちゃいけない、情報公開が必要だと。それから先ほど財政の話をしてきましたけれども、色んな場面場面で財政は厳しいので住民に受益者負担を求めるといことも出てくる。かつてはパークゴルフ場なども、無料であったってところもあるわけですね。そうした時に今自治体の財政はこうなってますよ、だから料金を少し取らせて頂きます。取らせて頂くためには、その根拠となるデータを出して説明をする。説明責任が行政にも求められるわけです。

というようなわけでやはり説明責任と情報の共有ということが非常に大事であります。

大体住民の方はあんまり情報をもっているわけじゃありません。行政がもっているわけです。ですからそれをちゃんと出して情報を交換していくということが必要になりますし、住民の側はその情報も、自分たちに都合のいい情報だけ聞いて、あとはいいよというような話じゃだめなんですよ。やっぱり客観的、正確にその情報を理解をしていかなきゃいけないということは、当然必要になります。

そういう試みが、これから求められます。そういうことを色々やっていると今までとは違った形で住民と行政の新しい関係が生まれてくるんじゃないか、町内会、ボランティア、NPO、特にNPOやボランティア活動なんか非常に盛んになっています。そういった様々な市民活動と連携をしていく、行政と住民活動の連携ということ、新しい関係が構築されていくんじゃないかと、こんなふうに思っているわけであります。

そこで、次に「そういう中で基本条例とは何か、市民検討委員会はどのような姿勢でのぞんだのか」です。基本的に今述べてきたような制定の背景あるいは協働のまちづくりの必要性、こういった認識はおそらく市民検討委員会のほとんどの委員が共有をしてきた。そして、基本条例を作るのに臨んだとっていいと思います。

基本条例は何度も言いますが、自治体のこれまでの施策の成果を踏まえて出てきた。突然ある日現れたのではないということです。

その施策の成果の中で例えば環境政策、色んな形でやっている自治体が増えています。環境基本条例みたいなものを作る場合もあります。他にも色んな条例を今自治体は作っております。こういう条例、環境基本条例みたいなものを個別条例というわけです。ですから個別条例がいっぱいある、個別条例がたくさん出来るというのは、それだけそれぞれの政策展開が行われているということなんです。

そういう政策展開や個別条例の成果を踏まえて、総合的な条例であるまちづくり基本条例が出来る。そしてまちづくり基本条例が出来たことによって、これは後で少し詳しくお話しますが、基本条例が出来たことによって、また、新たな自治体政策が展開される。新しい個別条例も出来てくるこういう関係なんですね。

どっちが先だっていう話じゃないんです。自治体の政策展開、個別条例が色々出来ました、それが基本条例を生み出す。基本条例が出来たことによって、また、様々な自治体政策が展開されるし、個別条例もまた充実していくと、こういう関係になっているんじゃないかと思います。

まちづくり条例、帯広市の場合、「まちづくり基本条例」という名称になっておりますが、大きく分けてまちづくり条例というのは4つあるんです。自治基本条例、行政基本条例、住民参加条例、理念条例というものの4つになります。

理念条例というのは、これはまちづくりの理念だけを定めたものである。ですからある面だと非常に弱い条例。それから住民参加の手続きを定めたものが住民参加条例。これはあんまり強くない条例。そういう面で見ると、自治基本条例と行政基本条例が、最もですね強い意味合いを持つ条例であるといっていると思います。この4つの中で。

自治基本条例と行政基本条例の中では自治基本条例のほうが強い。自治基本条例というのは、市民も議会も市の職員も市長さんもですね、全部を規程する条例ですから。

行政基本条例というのは、市民、それから市長さん、市職員これも入るんですよ。しかし、議会は入らないんです。これが行政基本条例。自治体によっては、稚内市などは「稚内市自治基本条例」という名称になっています。帯広市は「まちづくり基本条例」となっています。

帯広市の場合の「まちづくり基本条例」は正確にいいますと、行政基本条例であり、議会は今

回外しております。これは後でお話し申し上げます。

いずれにしても、自治基本条例と行政基本条例が、まちづくりの行政と住民とのルールを定め、まちづくりのルールを定めているということであることには変わりはないということでございます。

4番目ですが、「作文条例は無意味である」これがやっぱり私たちが市民検討委員会で最も考えたことでございます。自治基本条例と行政基本条例では、議会を入れてない行政基本条例よりは、議会が入っている、市民から市議会から市長さんから市の職員まで全部入ってる自治基本条例の方が、望ましいことは間違いないんですが、しかし大事なことは策定過程なんですよ。

立派な作文は書けるんです、今インターネットが発達していますから。市民の検討委員会なんかなくたって職員2人もいればですね、インターネットで調べればバーンと打ち出して出てくるんですよ、色んな自治体の自治基本条例が。そのいいとこだけを作文すれば立派な条例ができます。いいとこだけ全部とると、一週間もあれば出来てしまいます。文章は立派なものが出来ます。しかし住民には何のことだか分からない。職員のほうも2人で作っちゃったら他の職員は何も分からない。これでは話にならない。

やはり市民の検討委員会でしっかりと議論をしていく、それからワークショップもやる、市役所内部の研究・検討会と市民検討委員会とのキャッチボールを行う、そしてそういうことも踏まえて作るということに最も大きな意義がある。

私は行政基本条例と自治基本条例、自治基本条例の方が確かに議会が入っているからその方が強い意味は持ちますが、しかし行政基本条例も自治基本条例も住民と行政の関係をですね、まちづくりの関係を定めたルールということには変わりはない。そして、しかもしっかりと議論をして定めたものであれば、これほど良いものはないわけです。

今回、帯広市の場合、議会は入っておりません。しかし行政基本条例ではありますけれども今回の基本条例は、しかし見直し条項というのを入っております。

つまり5年を超えない期間の間に見直しをします。見直しのところで状況が熟してくれば議会も入った自治基本条例にしていくということが、生まれてくる可能性もあると思います。

ニセコもそうなんです。最初鳴り物入りで宣伝されていましたが、最初議会入っていないんですニセコの条例も。後で見直し条項の中で4年後に見直して今は議会が入っています。ニセコも。そういう経緯がございます。

いずれにしても自治基本条例でも、いいとこ取りしてつまみ食いしてつくった作文条例では意味がない。私たちの市民検討委員会は相当議論をして作り上げたということですね。特に情報共有とか参画・協働とか行政運営とかですね、市長、市民、議会の役割とか責務だとかあるいは細目の検討といったものもいっぱいやりました。住民投票を入れるか入れないかも議論しました。行政基本条例にはなりましたが、議会の問題も議論しました。こういうことでありました。そしてワークショップも重視しました。そして行政の側も市役所の中に庁内の検討委員会を作りました。その市役所の庁内検討委員会と市民検討委員会のキャッチボールもやりました。そういう中で今回出来てきたというふうに言っていると思います。

他の自治体と、当然総合条例ですからそんなにまるっきり違うというわけにはいかない。ただ、帯広市のまちづくり基本条例の特徴を申し上げますと、1つは最初に用語を解説しました。条例はちょっと分かりにくい言葉があるわけです。ですから最初に分かりやすく用語の解説をしました。今日こちらにございますね、冒頭で用語解説をしております。まちづくりとは何かというところからですね用語解説を致しました。コミュニティだとか協働だとかね、こういったような用語解説を致しました。

それから少し特徴を申し上げますと、5ページですね、5ページに「第2章権利及び責務」というところですね。第4条で、市民はまちづくりに幅広く参加する権利を有するとありまして、その4番目、「市民はまちづくりに参加または不参加を理由に不利益を受けない。」これは様々な市民の人がおります。全員が同じように参加するというわけにはいかない場合もいっぱいあると思います。それぞれの置かれた条件も違います。ですから、参加不参加を理由に不利益を受けないという項目をあえて、1項目を盛り込んだと言う訳でございます。

それから6ページになりますが、「市長の責務」の中の2番。「市長は市民の意向の把握に努め、市政運営の方針を明らかにするとともに、帯広十勝の魅力や個性を活かしてまちづくりを推進しなければならない。」帯広は勿論、十勝も入れたわけです。十勝全体の魅力などをアピールしていかないといけない。こういうことでございます。そういう項目をここに入れさせて頂きました。

それから見直し条項を入れました。24ページです。ですから、いずれもし議会の問題を入れてくるということになりますと見直しをした時点でということになりますが、24ページですね、「条例の見直し」という項がありまして、「市はこの条例の施行の日から5年を超えない期間毎にこの条例の理念を踏まえ、社会経済情勢の変化などを勘案して各条項等の適合状況等を検討し、見直しが適当と判断したときは必要な取り組みを行うものとする。」時代の変化で変わっていいんですね。そこで、見直しは必要になってきますということになります。

これからこうして作った、基本条例を色々な面で活かしていけます。帯広市はこれから総合計画を作るという予定になっているそうですが、総合計画についても16ページに、盛り込んでございます。第15条で4つ盛り込んでいます。これはおそらく帯広市の総合計画策定においても、これを踏まえて頂けるもの、また踏まえていく必要のあるものというふうに思うわけで、さっそうこうかたちで活かしていけるということになるかと思えます。

ただ私自身今思うと、もっとふみこんで書いてみる部分もあったほうがよかったかなという気もしています。例えば何かというと、これは危機管理ということで書いていますけれど、今、防犯だとか安心安全のまちづくりとか色々言われておりますけれども、やはり先ほど言った子どもの登下校時の不安といった問題もあります。そのことも含めてもう少しふみこんでも、よかったかなという気もしました。それから子育て支援ということをちょっと盛り込んで面白かったのではないかという気もしています。

稚内市でもこの自治基本条例を作ったのですけれども、「医療の充実確保に努めなくちゃいけない。」という趣旨の項目を書いたんです。これは帯広市と全然条件が違いますからね。稚内市立病院という非常に高度な医療病院はあるんですけれども、稚内市では、開業医さんが少ないの

です。高度な医療器械は、いっぱい入っている市立病院なんですけども、外来の患者さんのほうが多い。駐車場は入りきれない、薬の出は遅いといった問題もあります。すぐにいつでもさっとかかれるようなお医者さんがいるといいねという話なんですけれども、そういう項目を入れたのです。

ですからもうちょっと、帯広市の条例においても具体的に書いてもいい部分もあったかなあという感じも、今、しております、それはいずれまた、見直し条項がありますので、その中で、考えていくということになるかと思います。

それからこのところの9番で「オール帯広で考えることが大切」この視点を私は強く意識いたしました。今回、オール帯広ということで、議会も満場一致で通ったそうですね、非常に喜ばしいことじゃないかと思います。個別の自治体の政策、福祉政策や環境政策であればそれは議会ですっかり議論をして意見が分かれてもそれはいいと思うんですよ。だけど、自治基本条例あるいは行政基本条例でそんなに意見が分かれるということにはならないと思います。まちづくりの規範を定めているものですし、行政と市民が力を合わせてどういうまちづくりをしていくか、まさにそのルールを作っているわけですから、そんなに大きな意見の相違は生まれませんね。

ですからそういった意味でいっても、オール帯広で考えることが大切なんです、この部分について、当然検討委員会は、オール帯広という視点でやってきましたけれども、議会の方も満場一致ということで、本当に喜ばしいというふうに思っております。

自治基本条例にしても行政基本条例にしても、そうなんですけれども、必ずしも議会のレベルでも満場一致で通るとは、いつもそうなるとは限らないわけですね。そんなこともちょっと申し上げておきます。

だんだん時間が過ぎていまして最後になりますが、「基本条例を活かそう」というところでお話を申し上げます。

基本条例をつくった効果はすぐには現れません。簡単に即効性のあるものじゃないです。個別の具体的な自治体の政策、環境政策とか福祉政策であれば効果が見えてきます。すぐに即効性があるということもあると思います。

しかし、まちづくり基本条例に関していえば、効果はすぐに現れるものではないんです。しかしジワリジワリとですね効いてくるものであるというふうに思います。

実際例えば、今度、総合計画を策定する、やはりその時に総合計画の策定に携わる市役所の担当部署あるいは、総合計画策定審議会もおそらく出来ると思います。こういった人たちは、常にこの基本条例に立ち返って見ていく。そういうことになってくると思います。そういうことが大切になります。ですから、そういう意味でジワリジワリと効いてくるということでございます。

それからあるいは、今日この後、座談会がございますけれども、色んな活動をされている方が今日の座談会に登場いたします。色々な活動をしていて悩みや不安だとかがあると思います。そうした時にですね、これをもう一回条例に立ち返ってみると、ああこうなのかということが、場合によっては見えてくるかもしれません。

そういう意味で、すぐ効果は生まれるものじゃないですけれども、時々見てなにかのヒントが

出てくる場合もあるのではないか。効果はですからジワリジワリ効いてくるということになるかというふうに思っています。まちづくりや市民活動の拠り所になるものだと、また拠り所にしていきましょうというのが、このまちづくり基本条例であります。

普段は気かけなくてもいいと思います。普段は。だけど何かあったときには、基本条例に立ち返ってみましょう。こういうことであります。これが基本条例ですね。その中でキーになるのは、まちづくりのキーになるのは情報共有なんです。協働のために必要な情報の共有なんだということでもあります。

先ほど言いましたように行政の方が、情報をいっぱい握っています。市民はそんなにないんです。そうした時に情報を持っている行政の役割は、非常に大きいです。そうするとこれから基本条例で情報共有を打ち出しましたということはですね、やはり情報に対する考え方、情報提供、情報公開とかってということに対する市の職員の考え方、これをですね、やはり意識を変えていくことに繋がっていくのではないかと。また繋がって行って頂かないと困るんですけれども、そういうようなことが、これからやっぱり具体的にジワリジワリとでしょうけど、効果が生まれてくるということですね。

そういう意味でいっても職員の意識改革ということにも、この基本条例は繋がっていくということです。それから住民の皆さんもそうです。今までは色々な情報を出せ出せ言ってきました。だけど自分に都合の悪い情報は、もういいわという話でした。そうじゃないんですね。客観的に都合の悪い情報も含めて、正確、且つ、客観的に理解をしていくということが、やはり協働のまちづくりの前提となっていきます。

ですから情報を共有するというのは、そういう面で行くと住民にとっても行政にとっても大きな意識改革に繋がるものであるというふうに考えていく必要があると思います。

そういう中で、それぞれの地域の中で、行政だけに頼らずに住民が市民活動を一生懸命に活発化していく。そういうこともこれから求められてくるのであります。

これは先ほど言ったように財政的な問題もあると思います。何から何まで行政がやるっていうふうな時代では段々なくなってきている。しかし、それだけではない。行政が全てやるよりも地域の住民と行政が協働してやったほうが効果があること、これはいっぱい出てくるし、またあると思います。

一番まずいのは、財政難だからと言って、行政が何でも住民とか民間にパーッと振っちゃって、丸投げしちゃって後は知らん振りをする。これは絶対ダメ。協働と言うのはそういうもんじゃないんですよ。どういう形にすれば一番政策効果が上がるかということなんですよ。

勿論、行政が全部やった方がいい部分はこれからもありますよ。これはこれでしっかり行政はやっていくと。しかし地域の中の福祉ですね。もちろん、介護保険だとか、高齢者介護など様々なもの、これはしっかり行政がやり、そして民間のプロがやらないといけない。しかし地域福祉の領域の部分、かなりボランティアとか色々な形で住民がやれる領域っていっぱいあるわけです。ですからそういう領域はやはり、行政と住民の協働ということが非常に大切です。

相互に役割分担をします。そして相互の役割を認識する。そこがまた協働の始まりにもなると

いうふうに言えるのではないかと思います。

いずれに致しましてもこのまちづくり基本条例は、4月にスタート致しまして、帯広市のまちづくりにすぐには即効性はないでしょうけども、数年経ったときに、ああこのまちづくり基本条例が出来てよかったというふうになるような、そういう展開がされますことを、非常に期待をしているわけでございます。

いずれに致しましても、協働のまちづくりにこの基本条例を活かしていく、そのために行政と住民が一緒になって頑張ろう、これが今最も大切な点ではないかというふうに思います。

この後は、座談会で色んなお話しができると思いますので、講演の方はこれで終わらせて頂きたいと思います。どうもご清聴ありがとうございました。

司会> 横山先生、ご講演ありがとうございました。ご講演につきましてのご質問等は、次の座談会の後に、質問の時間を設けたいと思いますので宜しくお願い致します。それではここで座談会の用意をさせていただきますので、ステージの用意が整いますまでの間休憩をとらせていただきます。